

JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）学内募集要項

2024 年度 第 4 期募集

「JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）」（以下、本制度）は、日本の高等教育機関が諸外国の高等教育機関等と学生交流に関する協定書を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関等へ短期間派遣される日本人学生等に対して、独立行政法人日本学生支援機構（以下、JASSO）が留学に係わる費用の一部を奨学金及び渡航支援金として支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、日本の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とした制度です。本制度への申請を希望する学生は、この「JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）学内募集要項」（以下、本要項）を熟読の上、申請してください。

1. 対象プログラムおよび申請要件、選考基準

（1）対象プログラム

- ・ダブルディグリープログラム（学部）（ネオマビジネススクール/セントエドワーズ大学）
[2024 秋派遣]

（2）申請要件

上記「（1）対象プログラム」に含まれるプログラムに参加申請する者のうち、次の要件を全て満たす者

- ・日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）
- ・プログラムに参加前、及び海外渡航前である者
- ・プログラムへの参加にあたり、他団体等から海外留学プログラム参加のための奨学金^{※1}を受けると、他団体等からの奨学金支給月額（複数の他団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

※1 渡航に係る費用および返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれません。

※ 以下の奨学金との併給は認められません。必要に応じ休止手続き、もしくはいずれかの奨学金の辞退手続きを行ってください。なお、本制度以外の奨学金を受給する場合には、当該奨学金の団体が本制度との併給を認めない場合があるのでご注意ください。

- ・JASSO 給付型奨学金（日本国内で学ぶための給付型奨学金）
- ・官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～
- ・本制度以外の海外派遣プログラムのための奨学金の内、当該奨学金の月額換算額が本制度の月額を超えるもの（クラウドファンディング等も該当します）

(3) 選考基準

JASSO の定める学業成績基準を満たすことを必須条件としたうえで、申請者の家計状況を中心に申請理由および申請する留学期間（支給見込期間）を含め総合的に審査します。

(4) 採用見込人数および支給金額

プログラムの採用見込み人数は次の通りです。

プログラム名	支給金額（月額）	採用見込人数
ダブルディグリープログラム	8万円	10名

※採用見込人数は、2024年度通年の募集の合計人数です。（年に複数回実施するプログラムについては今回の募集ですべての枠を使用するわけではありません。）

※採用見込人数は、採用者の支給期間等に応じて、変更されることがあります。

※渡航支援金採用者は上記支給金額に加え、渡航支援金 16万円もしくは 13万円が支給されます。（渡航支援金の詳細は後述します。）

2. 応募・選考に関わるスケジュール

項目	スケジュール
学内申請期間	2024年5月15日(水)～5月29日(水)14:00
学内選考結果の通知	2024年6月21日(金)
渡航支援金学内選考結果の通知	希望者宛に別途連絡します。 ※P4-5の渡航支援金の項目をよく読んで、希望者は手続きをしてください。

3. 応募方法について

【オンライン申請】

以下の URL もしくは QR コードからアクセスしてください。

一時保存はできませんので、あらかじめ質問内容等を p.6 で確認し、回答内容や提出書類をご準備のうえ入力を行ってください。

<https://forms.office.com/r/f71THiEeFg>

※オンライン申請ページは学内申請期間に合わせて利用可能となります。

※複数回申請した場合は投稿完了日時が一番新しいもののみを使用いたします。

※今回募集を行うプログラムは、今年度中に別途、本制度の募集を行うことはありません。本制度に応募予定の方は忘れずにご応募ください。(年複数回実施するプログラムは出発時期ごとに募集を行います。)

※提出書類に記載されている個人情報は、本制度における学内選考業務に限定して利用し、その他の目的に使用することはありません。サーベイでの提出が難しい場合は、末尾に記載の問い合わせ先へご相談ください。

※追加の書類提出のお願いや原本の提出のお願いをすることがあります。予めご了承をお願いいたします。

4. 支援の内容

(1) 奨学金

1) 奨学金月額

指定都市 月額 10 万円

甲地区 月額 8 万円

乙地区 月額 7 万円

丙地区 月額 6 万円

※渡航先により月額が変わります。詳細は別表を参照してください。

※本奨学金は給付型奨学金です。返済は不要です。

2) 支給月数（支給回数）の算出方法

- ・ 31 日以上 1 年以内の期間、対象プログラムに参加する学生に対し、奨学金を 12 か月（12 回）以内で支給します。ただし、プログラムごとの所定の渡航期間を満たす必要があります。

※プログラム期間が 1 年以上のプログラムであっても、本奨学金は最初の 1 年間（最初の 12 か月）分のみの支給となります。

- ・ 派遣期間を 31 日ごとに区切り、奨学金月額の支給月数を決定します。

派遣日数	支給月数
31 ～ 31 日	1
32 ～ 62 日	2
63 ～ 93 日	3
94 ～ 124 日	4
125 ～ 155 日	5
156 ～ 186 日	6

派遣日数	支給月数
187 ～ 217 日	7
218 ～ 248 日	8
249 ～ 279 日	9
280 ～ 310 日	10
311 ～ 341 日	11
342 ～ 365 日	12

3) 支給対象月

支給対象月は在籍確認と奨学金の支給を行う月のことで、2)により算出した支給月数（支給回数）を、原則留学開始月からひと月ごとに割り当てます。

4) 支給方法

奨学金の支給は APU を通じて行います。なお、APU は採用者に対し各支給対象月に在籍確認を行ったうえで、原則一月分の奨学金を各支給対象月の月末に支給します。ただし、プログラム期間が留学開始月の途中から開始する等の理由により、支給月の月末に支給できないことがあります。詳細は採用者にお送りする資料にてお知らせします。

(2) 渡航支援金（(1) 奨学金採用者の内、更に条件を満たす者のみに支給する一時金）

経済的に困窮した留学希望者が一定の家計基準を満たした場合に、渡航等に必要な費用を支援することを目的とし、「渡航支援金」を支給します。

1) 支給金額

以下のいずれか一方を支給します。双方の条件を満たす場合は①のみ支給します。

①一定の家計基準を満たしている者

渡航支援金：16万円

※こちらの受給には2)支給基準を満たすことを証明する書類の提出が必要です。

②一定の派遣期間（奨学金支給回数6回以上）を満たす者

渡航支援金：13万円

※こちらは派遣期間を基に自動的に判断します。書類提出は不要です。

2) 支給基準

家計支持者の所得金額（父母共働きの場合は、父母の合算額）が次の金額である者。

世帯区分	支給基準
給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

※渡航支援金の選考に関して追加書類の提出をお願いすることがあります。

3) 支給方法

採用者に対し留学開始月もしくは初回の奨学金支給時に、渡航支援金を支給します。

4) 注意点

本制度の採用を取り消された者に対しては当然ながら渡航支援金を支給しません。渡航支援

金を受給後に、採用を取消された場合は、渡航支援金を全額返納する必要があります。

(3) 採用取り消し及び支給済奨学金、渡航支援金の返納

次の各項のうち、いずれか1つでも当てはまる場合には、本制度による採用の取り消し、支給済みの奨学金、渡航支援金の返納を求められます。また、返納にあたっての振込手数料等も申請者の負担となります。

- ・本制度への申請において、その内容に虚偽があると認められた場合。
- ・採用者の責任の有無に関わらず、プログラムへ参加できなくなった場合、もしくは2024年度内に渡航先でのプログラムの活動を開始できなくなった場合。
- ・プログラム開始後に採用者が継続してプログラムへ参加することが困難となった場合(大学の判断によるプログラムへの参加中止を含む)。
- ・プログラム期間中において、派遣先国/地域が外務省の「海外安全ホームページ」上の危険度もしくは感染症危険情報が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当した場合。
- ・採用者の責任の有無に関わらず、プログラム開始の遅れや帰国の前倒しより現地での総プログラム日数が少なくなり、支給月数が減少した場合。なお、結果的に派遣日数が31日未満(交換留学など一部の長期プログラムは派遣先大学の学年暦で1学期間未満)となった場合は、採用取消となります。
- ・支給対象者の学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないとJASSOまたはAPU教学委員会が判断した場合。

※支給済の奨学金等を大学へ返金する際、振込手数料等は各自ご負担いただきます。

※現地での総プログラム日数が減少した場合の奨学金の一部返金の事例

事情により帰国を前倒した場合もしくは出発が遅れた場合は、当初の予定に関わらず、実際の現地でのプログラム開始日から終了日までが支給対象期間となります。例えば、当初は支給対象期間が4か月であり、4か月目の奨学金を支給済であった場合でも、緊急帰国により支給対象期間が3ヵ月へ減少した場合は、支給済の4か月目の奨学金を返納していただく必要があります。

(4) その他注意事項

・プログラム期間の変更があった場合は、直ちにアカデミック・オフィス JASSO 留学支援制度担当へご連絡ください。連絡の遅れによって生じた不利益については、大学は責任を負いません。

オンライン申請における確認項目および提出書類一覧

申請者に関する情報

対象者	確認項目及び提出書類 ※提出書類には下線
全員	申請者基本情報（学籍番号、氏名、住所、日本国籍の有無、参加プログラム等）
全員	本制度以外の給付型奨学金受給の有無、その奨学金の名称と受給月額
日本以外の国籍の申請者	<u>在留カード等の永住権の証明書類の写し</u>
海外交換留学参加者	派遣先大学名、派遣先国及び都市名、留学期間、 <u>留学期間が確認できる書類</u> （受入許可書の写し。授業/オリエン開始日及び授業/試験終了日に印を付けたアカデミックカレンダーでも可。）
渡航支援金（16万円）受給希望者 ※P4 参照	・生計維持者申告書（ <u>所定様式</u> ）（プリントアウトして署名のうえ提出、 原本はアカデミック・オフィスに提出。 ） ・生計維持者の収入に関する以下の資料 <u>2023年度【令和5年度（令和4年分）】所得証明書（課税証明書）の写し（市町村役場で発行）</u>
全員	本奨学金制度への申請理由（300字以上）

生計維持者及びその他家族に関する情報

対象者	確認項目及び提出書類 ※提出書類には下線
全員	世帯人数、生計維持者の基本情報（氏名、年齢等）
全員	生計維持者の勤務先情報（職業、在職年数、勤務先名、役職）
全員	<u>生計維持者の2023年度【令和5年度（令和4年分）】所得証明書（課税証明書）の写し（市町村役場で発行）</u>
死別・離婚等によるひとり親世帯	<u>戸籍謄本の写し</u>
生活保護受給者	<u>生活保護決定（変更）通知書等のコピー</u>
全員	兄弟姉妹のうち就学者の人数、氏名、年齢、在籍学校情報等

※生計維持者について、父母いずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当します。父母がいる場合は、所得の有無を問わず父母双方の書類を提出してください。

※父母どちらかまたは両方が海外赴任に該当する場合は、申請締切日の 1 週間前までにアカデミック・オフィス留学奨学金担当まで問合せください。

※上記書類以外にも、審査に必要な場合は別途書類を提出していただく場合があります。

※家計に関して提出いただく書類は、コピーもしくはスキャンデータで結構です。

5. 問い合わせ先

本要項についてのお問い合わせ、ご質問は APU アカデミック・オフィス JASSO 留学支援制度担当までお寄せください。

アカデミック・オフィス
JASSO 留学支援制度担当
溝部、吉岡
Tel: 0977-78-1101
E-mail: intl@apu.ac.jp